|  |  |
| --- | --- |
| 改正後　　寄附行為例 | 改正前　　寄附行為例 |
| 医療法人財団○○会寄附行為第 １ 章　名称及び事務所第１条　本財団は、医療法人財団○○会と称する。第２条　本財団は、事務所を熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。第 ２ 章　目的及び事業第３条　本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。第４条　本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1)　医療法人財団 ○○ ○○病院　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号 (2)　医療法人財団 ○○ ○○診療所　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号 (3)　医療法人財団 ○○ 介護老人保健施設○○園　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号(4)　医療法人財団 ○○ ○○介護医療院　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号２　本財団が〇〇市（町村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。(1)　○○病院　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号 (2)　○○診療所　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号 (3)　介護老人保健施設○○園　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号(4)　○○介護医療院　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。　　　医療法人財団　○○ ○○訪問看護ステーション　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号第 ３ 章 資産及び会計第６条　本財団の資産は次のとおりとする。(1) 設立当時の財産(2) 設立後寄附された金品(削除)(3) 事業に伴う収入(4) その他の収入２　本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。第７条　本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。(1) 前条第１項第１号の財産中の不動産及び金○○万円(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品(削除)２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。第８条　本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。第９条　資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。第10条　本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。第11条　本財団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。第12条　 本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。２　本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を熊本県知事に届け出なければならない。第13条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。第 ４ 章　評議員第14条　本財団に、評議員○名以上○名以内を置く。第15条　評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき､理事長が委嘱する｡(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者(2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者(3) 医療を受ける者(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者２　評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。第16条　本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。２　本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。第 ５ 章　評議員会第17条　理事長は、定時評議員会を、毎年２回、○月及び○月に開催する。２　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。３　理事長は、総評議員の５分の１以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。４　評議員会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。第18条　評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。第19条　次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。(1) 寄附行為の変更(2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む｡)(3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更(4) 収支予算及び決算の決定又は変更(5) 重要な資産の処分(6) 借入金額の最高限度の決定(7) 本財団の解散(8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定２　その他重要な事項についても、評議員会の意見を聴くことができる。第20条　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。２　評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。３ 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。第21条　評議員は、評議員会において１個の議決権及び選挙権を有する。第22条　評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。第23条　評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。第24条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。第25条　評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。第 ６ 章 役員第26条　本財団に、次の役員を置く。(1) 理事 ○名以上○名以内うち理事長１名(2) 監事 ○名第27条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。２　理事長は、理事会において、理事の中から選出する。３　本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。４　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。５　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。第28条　理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。２　理事長は、医療法人の業務を執行し、（例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。（例２）毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。３　理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。４ 監事は、次の職務を行う。(1) 本財団の業務を監査すること。(2) 本財団の財産の状況を監査すること。(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に評議員会及び理事会に提出すること。(4) 第１号又は第２号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを熊本県知事、評議員会又は理事会に報告すること。(5) 第４号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。５　監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。(削除)第29条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。３ 役員は、第25 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。第30条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ決議することができない。(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。第31 条 役員の報酬等は、（例１）評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。（例２）理事及び監事について、それぞれの総額が、○○円以下及び○○円以下で支給する。（例３）理事長○円、理事○円、監事○円とする。第32条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。(1)自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引(2)自己又は第三者のためにする本財団との取引(3)本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。第33条　本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。２ 本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。第 ７ 章　理事会第34 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。第 35条　理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。(1)本財団の業務執行の決定(2)理事の職務の執行の監督(3)理事長の選出及び解職(4)重要な資産の処分及び譲受けの決定(5)多額の借財の決定(6)重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定(7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定第 36条　理事会は、（例１）各理事が招集する。（例２）理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。２　理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。３ 理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。４ 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。第 37条　理事会の議長は、理事長とする。第38条　理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。２　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。第39条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。２　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。第40条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。(削除)(削除)(削除)(削除)(削除)(削除)(削除)(削除)第 ８ 章　寄附行為の変更第41条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、熊本県知事の認可を得なければならない。第 ９ 章　解散、合併及び分割第42条　本財団は、次の事由によって解散する。(1) 目的たる業務の成功の不能(2) 他の医療法人との合併(3) 破産手続開始の決定(4) 設立認可の取消し２　前項第１号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、熊本県知事の認可を受けなければならない。第43条　本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の決議によって理事以外の者を選任することができる。２ 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。(1) 現務の結了(2) 債権の取立て及び債務の弁済(3) 残余財産の引渡し第44条　本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。(1) 国(2) 地方公共団体(3) 医療法第31 条に定める公的医療機関の開設者　(4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）(5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの第45条　本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ　３分の２以上の同意を得、かつ、熊本県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。第46条　本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、熊本県知事の認可を得て、分割することができる。第 １０ 章　雑則第47条　本財団の公告は、（例１）官報に掲載する方法（例２）○○新聞に掲載する方法（例３）電子公告（ホームページ）によって行う。（例３の場合）２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。第48条　この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。附　則第１条　本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。理 事 長　　○　○　○　○　　理　　事　　○　○　○　○　　　 同 　　　○　○　○　○　　　 同 　　　○　○　○　○　　監　　事　　○　○　○　○　　　 同 　　　○　○　○　○　　評 議 員　○　○　○　○　　　 同 　　　○　○　○　○　　　 同 　　　○　○　○　○同 　　　○　○　○　○同 　　　○　○　○　○第２条　本財団の最初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立の日から平成○年○月○日までとする。第３条　本財団の設立当初の役員の任期は、第28条第１項の規定にかかわらず、平成○年○月○日までとする。 | 医療法人財団○○寄附行為第 １ 章　名称及び事務所第１条　本財団は、医療法人財団○○と称する。第２条　本財団は、事務所を熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号に置く。第 ２ 章　目的及び事業第３条　本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。第４条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1)　医療法人財団 ○○ ○○病院　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号 (2)　医療法人財団 ○○ ○○診療所　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号 (3)　医療法人財団 ○○ 介護老人保健施設○○園　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号２　本財団が〇〇市（町村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。(1)　○○病院　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号 (2)　○○診療所　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号 (3)　介護老人保健施設○○園　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。　　　医療法人財団　○○ ○○訪問看護ステーション　　　　熊本県〇〇市（〇〇郡〇〇町村）〇〇町○丁目○番○号第 ３ 章　資産及び会計第 ６ 条　本財団の資産は次のとおりとする。(1)　設立当時の財産(2)　設立後寄附された金品(3)　諸種の資産から生ずる果実(4)　事業に伴う収入(5)　その他の収入２　本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。第 ７ 条　本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。(1)　前条第１項第１号の財産中の不動産及び金○○万円(2)　基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品(3)　前２号に掲げる財産から生ずる果実２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。第８条　本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。第９条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。第 10 条　本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。第 11 条　本財団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終る。第 12 条　本財団の決算については、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。２　本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を熊本県知事に届け出なければならない。第 13 条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。　(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)第 ４ 章　役員及び評議員第 14 条　本財団に、次の役員及び評議員を置く。(1)　理事　　 ○名以上○名以内　　　　うち理事長　　１名(2)　監事　　 ○名 　(3)　評議員　○名以上○名以内第 15 条　理事及び監事は評議員会において選任する。２　理事長は、理事の互選によって定める。３　本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。４　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。５　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。第 16 条　理事長のみが本財団を代表する。２　理事長は本財団の業務を総理する。３　理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。４　監事は、次の職務を行う。(1)　本財団の業務を監査すること。(2)　本財団の財産の状況を監査すること。(3)　本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に理事に提出すること。(4)　第１号又は第２号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを熊本県知事又は評議員会に報告すること。(5)　第４号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。(6)　本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。５　監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。第 17 条　評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。(1)　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者(2)　病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者(3)　医療を受ける者(4)　本財団の評議員として特に必要と認められる者２　評議員は、役員を兼ねることはできない。第 18 条　役員の任期は２年とする。ただし､再任を妨げない｡２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。３　役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。（新設）(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)(新設)　第 ５ 章　会　　議第 19 条　会議は、理事会及び評議員会の２つとする。第 20 条　理事会は、理事長が招集し、その議長となる。２　理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。３　理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。４　理事は、理事会において１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。５　理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。第 21 条　評議議員会は、理事長が招集する。２　評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。３　理事長は、総評議員の５分の１以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。第 22 条　次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。(1)　寄附行為の変更(2)　基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）(3)　毎事業年度の事業計画の決定及び変更(4)　収支予算及び決算の決定(5)　剰余金又は損失金の処理(6)　借入金額の最高限度の決定(7)　本財団の解散(8)　他の医療法人との合併契約の締結(9)　その他重要な事項２　前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとすることができる。第 23 条　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。２　評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。３　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。第 24 条　評議員は評議員会において、１個の議決権及び選挙権を有する。第 25 条　評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。２　代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。第 26 条　会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。第 27 条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。２　評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。　第 ６ 章　寄附行為の変更第28条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、熊本県知事の認可を得なければならない。第 ７ 章　解散及び合併第29条　本財団は、次の事由によって解散する。(1)　目的たる業務の成功の不能(2)　他の医療法人との合併(3)　破産手続開始の決定(4)　設立認可の取消し２　前項第１号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、熊本県知事の認可を受けなければならない。第 30 条　本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。２　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。(1)　現務の結了(2)　債権の取立て及び債務の弁済(3)　残余財産の引渡し第31条　本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。(1)　国(2)　地方公共団体(3)　医療法第３１条に規定する公的医療機関の開設者(4)　郡市区医師会又は都道府県医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）(5)　財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの第 32 条　本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、熊本県知事の認可を得て、他の財団医療法人又は社団医療法人と合併することができる。(新設)第 ８ 章　雑則第33条　本財団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。第 34 条　この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。附　則第１条 本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。　　理 事 長　　○　○　○　○　　理　　事　　○　○　○　○　　　 同 　　　○　○　○　○　　　 同 　　　○　○　○　○　　監　　事　　○　○　○　○　　　 同 　　　○　○　○　○　　評 議 員　○　○　○　○　　　 同 　　　○　○　○　○　　　 同 　　　○　○　○　○同 　　　○　○　○　○同 　　　○　○　○　○第２条　本財団の最初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立の日から平成○年○月○日までとする。第３条　本財団の設立当初の役員の任期は、第18条第１項の規定にかかわらず、平成○年○月○日までとする。 |